

保護者 様

和歌山市立福島小学校

学校への携帯電話（スマートフォン等）の持ち込みについて

保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校教育推進のため、何かとご支援・ご協力をいただきありがとうございます。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、携帯電話の普及率の増加に伴い、児童による学校への携帯電話の持ち込みについての問い合わせを受けるようになってきました。本校では、和歌山市教育委員会の基本方針に従い、原則禁止としております。連絡が必要な場合は、学校へお電話をいただければと思います。しかし、登下校時の安全等のため、どうしても必要だと申し出ている保護者もおられます。そこで、平成26年度の途中より、誓約書に同意をしていただいた場合のみ、許可をさせていただくことといたしております。ご理解とご協力をお願いします。

誓約書が必要な方は、担任に申し出るか直接学校まで連絡をください。

資料

平成25年11月

児童生徒の携帯電話（スマートフォン等）の使用に関する基本方針

和歌山市教育委員会

近年、携帯電話（スマートフォン等）の急速な普及により、高度通信情報社会がより身近なものとなってきている。一方で、依然として携帯電話（スマートフォン等）をめぐる様々な問題が発生しており、これからも情報機器の進展に伴い、新たなトラブルが発生することが懸念される。

については、学校と家庭、地域や行政が連携・協力し、児童・生徒に対して情報モラル、情報活用能力を身に付けるための教育を推進し、主体的に判断し、正しく行動できる資質や能力を養うことが重要であることから、次のとおり基本方針を定める。

1. 学校における携帯電話（スマートフォン等）の取扱いについて

(1) 小学校・中学校

- ・携帯電話（スマートフォン等）は、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、学校への持ち込みを原則として禁止すること。
- ・緊急連絡のためなど、やむを得ない理由のある場合は、保護者から校長に対して、持ち込みの申請をさせ、例外的に許可すること。その際、校内での使用は禁止し、登校後に一時的に預かり、下校時に返却するなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

*基本方針の一部を抜粋

誓約書

平成 年 月 日

福島小学校長 様

持ち込みを必要とする理由

上記の理由から、学校内への携帯電話（スマートフォン等）の持ち込みの許可をお願いします。

下記の事項は、必ず守ることを誓います。

- 1 携帯電話（スマートフォン等）は、登下校時の安全確保や緊急連絡の場合以外は使用しません。
- 2 登校後は電源を切り、ランドセルの中で保管します。
- 3 携帯電話（スマートフォン等）の管理は、児童本人が責任を持って管理します。
- 4 学校生活において、携帯電話（スマートフォン等）は使用しません。
- 5 万が一、携帯電話（スマートフォン等）が破損したり紛失したりしても、学校には責任を問いません。

年 組 児童氏名

保護者氏名

